

茅野市地域防災計画

震災対策編

(令和3年度修正版)

茅野市防災会議

□□□震災対策編 目次□□□

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	J-1-1～
第2節	防災の基本理念	【風水害対策編】H-1-2～
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	J-1-3～
第4節	茅野市の概況	【風水害対策編】H-1-4～
第5節	被害想定	J-1-5～

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	J-2-1～
第2節	情報の収集連絡体制計画	【風水害対策編】H-2-3～
第3節	活動体制計画	【風水害対策編】H-2-4～
第4節	広域相互応援計画	【風水害対策編】H-2-5～
第5節	救助・救急・医療計画	【風水害対策編】H-2-6～
第6節	消防・水防活動計画	【風水害対策編】H-2-7～
第7節	要配慮者支援計画	【風水害対策編】H-2-8～
第8節	緊急輸送計画	【風水害対策編】H-2-9～
第9節	障害物の処理計画	J-2-9～
第10節	避難の受入活動計画	J-2-10～
第11節	孤立防止対策	【風水害対策編】H-2-12～
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	【風水害対策編】H-2-13～
第13節	給水計画	【風水害対策編】H-2-14～
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	【風水害対策編】H-2-15～
第15節	危険物施設等災害予防計画	【風水害対策編】H-2-16～
第16節	電気施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-17～
第17節	都市ガス施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-18～
第18節	上水道施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-19～
第19節	下水道施設災害予防計画	J-2-19～
第20節	通信・放送施設災害予防計画	J-2-20～
第21節	鉄道施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-22～
第22節	災害広報計画	【風水害対策編】H-2-23～
第23節	土砂災害等の災害予防計画	J-2-23～
第24節	防災都市計画	【風水害対策編】H-2-25～
第25節	建築物災害予防計画	J-2-25～
第26節	道路及び橋梁災害予防計画	J-2-26～
第27節	河川施設等災害予防計画	J-2-27～
第28節	ため池災害予防計画	J-2-28～
第29節	農林水産物災害予防計画	J-2-29～
第30節	積雪期の地震災害予防計画	J-2-30～
第31節	二次災害の予防計画	J-2-31～

第32節	防災知識普及計画	J-2-32～
第33節	防災訓練計画	【風水害対策編】H-2-33～
第34節	災害復旧・復興への備え	【風水害対策編】H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	【風水害対策編】H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画	【風水害対策編】H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備	【風水害対策編】H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	【風水害対策編】H-2-38～
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測	J-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画	【風水害対策編】H-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	【風水害対策編】H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	J-3-1～
第2節	非常参集職員の活動	【風水害対策編】H-3-3～
第3節	広域相互応援活動	J-3-3～
第4節	ヘリコプターの運用計画	【風水害対策編】H-3-5～
第5節	自衛隊の災害派遣	【風水害対策編】H-3-6～
第6節	救助・救急・医療活動	【風水害対策編】H-3-7～
第7節	消防・水防活動	【風水害対策編】H-3-8～
第8節	要配慮者に対する応急活動	【風水害対策編】H-3-9～
第9節	緊急輸送活動	【風水害対策編】H-3-10～
第10節	障害物の処理活動	【風水害対策編】H-3-11～
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	J-3-11～
第12節	孤立地域対策活動	【風水害対策編】H-3-13～
第13節	食料品等の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-14～
第14節	飲料水の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-15～
第15節	生活必需品の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-16～
第16節	保健衛生、感染症予防活動	【風水害対策編】H-3-17～
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	【風水害対策編】H-3-18～
第18節	廃棄物の処理活動	【風水害対策編】H-3-19～
第19節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	【風水害対策編】H-3-20～
第20節	危険物施設等応急活動	【風水害対策編】H-3-21～
第21節	電気施設応急活動	【風水害対策編】H-3-22～
第22節	都市ガス施設応急活動	【風水害対策編】H-3-23～
第23節	上水道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-24～
第24節	下水道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-25～
第25節	通信・放送施設応急活動	【風水害対策編】H-3-26～
第26節	鉄道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-27～
第27節	災害広報活動	【風水害対策編】H-3-28～
第28節	土砂災害等	【風水害対策編】H-3-29～
第29節	建築物災害応急活動	J-3-29～
第30節	道路及び橋梁応急活動	【風水害対策編】H-3-31～
第31節	河川施設等応急活動	【風水害対策編】H-3-32～
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	J-3-32～

第33節	ため池災害活動	J-3-33～
第34節	農林水産物災害応急活動	【風水害対策編】H-3-35～
第35節	文教活動	【風水害対策編】H-3-36～
第36節	飼養動物の保護対策	【風水害対策編】H-3-37～
第37節	ボランティア活動の受入れ体制	【風水害対策編】H-3-38～
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	【風水害対策編】H-3-39～
第39節	災害救助法の適用	【風水害対策編】H-3-40～
第40節	観光地の災害応急対策	【風水害対策編】H-3-41～

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	【風水害対策編】H-4-1～
第2節	迅速な現状復旧の進め方	【風水害対策編】H-4-2～
第3節	計画的な復興	【風水害対策編】H-4-3～
第4節	資金計画	【風水害対策編】H-4-4～
第5節	被災者に対する生活再建等支援	【風水害対策編】H-4-5～
第6節	被災中小企業等の復興	【風水害対策編】H-4-6～

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総則	J-5-1～
第2節	東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	J-5-2～
第3節	情報収集伝達計画	J-5-3～
第4節	広報計画	J-5-4～
第5節	避難活動等	J-5-5～
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	J-5-6～
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	J-5-7～
第8節	児童生徒等の保護活動計画	J-5-8～
第9節	消防・救急救助等対策	J-5-9～
第10節	警備対策	J-5-10～
第11節	防災関係機関の講ずる措置	J-5-11～
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	J-5-12～
第13節	交通対策	J-5-13～
第14節	緊急輸送	J-5-14～
第15節	他機関に対する応援の要請	J-5-15～
第16節	事業所等対策計画	J-5-16～

第6章 事前対策活動【南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節	南海トラフ地震臨時情報	J-6-1～
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	J-6-2～
第3節	情報の収集伝達計画	J-6-3～
第4節	広報計画	J-6-4～
第5節	災害応急対策をとるべき期間	J-6-5～
第6節	避難対策等	J-6-6～

第7節	住民の防災対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-6-7～
第8節	企業等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-6-8～
第9節	防災関係機関のとりべき措置・・・・・・・・・・	J-6-9～
第10節	関係機関との連携協力の確保・・・・・・・・・・	J-6-10～
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画・・	J-6-11～

震災対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など大規模災害の経験を教訓に、また市内を通過する活断層等の地震に備え近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、広域、応援協定市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者及び市民等が総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条及び大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

また、南海トラフ地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

第4節 茅野市の概況

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの地震防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の地震災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 茅野市

- | |
|--------------------------------|
| (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。 |
| (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 |

- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する情報の伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

2 長野県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他、地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。

(5) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安 監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本空 港出張所)	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 イ 地震防災知識の普及に関すること。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(14) 長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、中部地 方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

	(ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。

4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 地震災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

5 陸上自衛隊 第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第13普通科連隊）	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) （茅野郵便局）	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道 （長野支社茅野駅）	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) （関東支社諏訪支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	（東日本電信電話（株）長野支社、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフ

	トバンクモバイル(株)、 楽天モバイル(株) ア 電気通信設備の保全に関する事。イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(5) 日本赤十字社 (長野県支部) (茅野市地区)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金品の募集に関する事。
(6) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関する事。
(7) 日本通運(株) (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
(8) 中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全・保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。
(8) 中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関する事。

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	(滝之湯・池の平・大河原・笹原) ため池、水門、堰の防災に関する事。
(2) ガス会社	(諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株)) ア ガス施設の保全、保安に関する事。 イ ガスの供給に関する事。
(3) LPガス	((一社)長野県LPガス協会) 液化石油ガスの安全に関する事。
(4) 路線バス会社	(アルピコ交通(株)) 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(6) 放送事業者	(エルシーブイ(株)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。

(8) 医師会 (諏訪郡医師会茅野原 地区幹事会)、歯科医師 会(茅野市歯科医師会)、 看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会 (諏訪薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県 建設業協会 (諏訪支部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(11) 建築士協会 (諏訪支部)	災害時における応急危険度判定業務の支援に関すること。
(12) (社福)長野県社 会福祉協議会(茅野市 社会福祉協議会)	ア 災害ボランティアに関すること。 イ 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 茅野市区長会	ア 区域内の地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 イ 地震災害、その他災害に対する応急処置の協力に関すること。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。
(2) 茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、救出・救護等の消防業務に関すること。 イ 地震災害情報の収集、伝達及び避難の実施に関すること。
(3) 信州諏訪農業協同 組合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関すること。
(4) 諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(5) 茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における利用者・入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設業会	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

第5節 被害想定

第1 過去に発生した災害の特性

1 地震災害の被害状況

「地震災害」とは、地震動によって種々の建造物の被害や地震動による火災、地すべり、洪水等の二次的災害をいう。

過去に本地域に被害をもたらした地震は少ないが、県内で発生した主な災害は次表のとおりである。

○長野県における地震発生状況

平成29年 茅野市防災アセスメント調査結果

番号	西 暦 (日本暦)	発震時	主 な 被害地域	震央の 東 緯 北 緯	M	被 害 の 概 要
1	762.6.9 (宝字6.5.9)	—	美濃・飛騨 ・信濃	137.6 35.6	7.4	被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斗(36,000cm ³)を賜った。
2	841 (承和 8)	—	信濃	137.8 36.6	6.7	塙家が倒壊した。同年2月13日以前の地震。
3	887.8.26 (仁和3.7.30)	—	信濃北部	138.1 36.6	7.4	山崩れ、河を塞ぎ、のち決壊して北部6郡で被害、流死が多かった。
4	1432 (永亨4.9.)	—	伊那	— —	—	長さ22間(43.6m)、幅1間半(3m)ほどの地割を生じた。 (この場所は現在の下伊那郡天竜村福島に当たる)
5	1703.12.31 (元禄16.11.23)	2時	江戸・関東 ・諸国	139.8 34.7	8.2	元禄地震 小県郡塩田で潰家11、死馬1、宮の池の厚さ7寸(21cm)ほどの氷みな割れた。高遠城破損、伊那地方で潰家があった。
6	1707.10.28 (宝永4.10.4)	14時	五畿七道	135.9 33.2	8.4	宝永地震 山本・佐竹で被害大きく、潰家約300、半潰55、死者5人。飯田で潰家70(含土蔵)、半潰168(含土蔵)、松代で潰家80、死者あり。南北両安曇郡にも潰家があった。
7	1714.4.28 (正徳4.3.15)	22時	大町	137.8 36.7	6.4	大町付近に被害甚だしく、全半壊300余、死者56人、山崩れのため姫川満水し、潰家の多くは流失、長野で石垣くずれ、石塔倒れる。
8	1718.8.22 (享保3.7.26)	15時	信濃南部・ 三河	137.9 35.3	6.4	伊那遠山谷で山くずれ、飯田長久寺の唐門倒れた。松本で十数日余震を感じた。
9	1718.10.5 (享保3.9.12)	—	飯山	138.4 36.9	6.2	城ならびに民家大破損。多少疑わしい。

10	1725. 8. 14 (享保 10. 7. 7)	14 時	高遠	138. 1 35. 8	6. 1	高遠城の石垣おびただしく倒れる。諏訪及び郷村のうち 36 か村で潰家多数あり。松本で大地震、上田・北安曇地方で強震を感じた。
11	1748 (延享 5. 7. 26) (寛延 1. 7. 26)	15 時頃	高遠	— —	—	高遠城破損。
12	1751. 5. 20 (寛延 4. 4. 25) (宝暦 1. 4. 25)	2 時	越中・越後	138. 1 37. 1	6. 6	松代で城破損。領内全体で潰家 45、半潰 32、山抜け 14 ヶ所、死者 12 人、傷者 42 人。
13	1791. 7. 23 (寛政 3. 6. 23)	20 時	信濃・飛騨	— —	—	松本城の塀 30 間(54m)倒れ、多くの町家、土蔵の壁に亀裂が入る。
14	1841. 4. 22 (天保 12. 3. 2)	12 時過	駿河	138. 5 35. 0	6. 4	松本酒屋・紺屋に被害あり。
15	1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24)	21 時	信濃北部 及 越後西部	138. 2 36. 7	7. 4	善光寺地震 震災地を通じ死者 12,000 人、潰家 34,000、消失 3,500 という。山くずれ松代領内で 42,000、松本領内 1,900 ヶ所。犀川が堰止められ数十か村が水没した。4 月 13 日に決壊洪水を生じた。
16	1847. 5. 13 (弘化 4. 3. 29)	12 時頃	越後頸城郡	— —	6. 5	松代で尾飾山の大岩崩れ落ちる。城下に潰家なし。
17	1853. 1. 26 (嘉永 5. 12. 17)	—	信濃北部	138. 1 36. 5	5. 9	埴田郡上五明村にて 3 戸倒壊
18	1854. 12. 23 (嘉永 7. 11. 4) (安政 1. 11. 4)	9 時頃	東海・東山 ・南海諸道	137. 8 34. 1	8. 4	安政東海地震 飯田で破損家 589、松本で潰家 52、半壊 76、焼失 91、死者 5 人松代藩で住家全壊 152、半壊 576、死者 5 人。諏訪でも多くの潰家があった。
19	1858. 4. 23 (安政 5. 3. 10)	8 時頃	松代	138. 2 36. 6	5. 9	松代城下で半壊・大破あり。村々で家が潰れ、半壊になり傷者あり。山中筋で山崩れ、地裂あり。城内別状なし。上伊那で有感。
20	1858. 5. 17 (安政 5. 4. 5)	—	諏訪	— —	—	上諏訪で 3～4 軒つぶれる。疑わしい？
21	1886. 7. 23 (明治 19)	1 時頃	信濃川筋 信越国境	138. 5 37. 05	6. 1	東頸城郡仁上村で土蔵 4 破損。上水内郡昭岡村で家屋・土蔵の倒壊 2、傾斜 3。その他道路・石垣の破損、山崩れあり。野沢温泉とまる。
22	1890. 1. 7 (明治 23)	15 時 43 分	犀川流域	137. 95 36. 45	6. 3	東筑摩、生板村で家屋・土蔵の破損多く、山崩れ、道路破損、石碑 80～90%倒れる。北安曇郡広津村

						で山崩れ、家屋傾斜、山腹の土地に亀裂を生じた。更級郡信田村・上水内郡津和・小川・北小川村などで壁に亀裂・落石・石碑倒れる等の小被害。北小川村で死者1。
23	1891. 10. 28 (明治 24)	6 時 38 分	岐阜・愛知	136. 6 35. 6	8. 4	濃尾地震 家屋全壊1、半壊5、死者1、傷者2、道路破損18。その他山崩れ、橋梁損落各1。
24	1892. 9. 9 (明治 25)	1 時 42 分	東筑摩郡 寿村付近	— —	—	寿村にて家屋破損、屋根石落ち、石碑倒れる。
25	1894. 6. 20 (明治 27)	14 時 04 分	東京湾 北部	139. 9 35. 7	7. 5	南佐久地方の千曲川沿岸に亀裂・崩壊した所多し。
26	1897. 1. 17 (明治 30)	5 時 36 分	上高井郡 千曲川	138. 2 36. 6	6. 3	須坂、上高井地方で家屋破損、墓石転倒、地割等の小被害があった。4 月 30 日（16 時 02 分）再震。
27	1900. 7. 25 (明治 33)	17 時 29 分	上高井郡 仁礼村付 近	— —	5. 0	仁礼村仙仁地域で石垣崩壊、岩崩れ、壁の剥落ち、上地の小亀裂等あり。8 月中旬まで数十回の鳴動を伴う余震が続いた。群発地震。
28	1912. 8. 17 (大正 1)	23 時 22 分	上田付近	138. 25 36. 4	5. 7	上田で土地の亀裂3、土壁・石垣の崩壊6、屋壁の破損等あり。
29	1918. 11. 11 (大正 7)	2 時 58 分 16 時 03 分	大町付近	137. 9 36. 4	6. 1	大町地震 震害は大町及び付近 5ヶ村に限り、家屋全壊6、半壊破損2, 852、非住家全壊16、小断層あり。2 回目の方が強かった。
30	1919. 3. 29 (大正 8)	7 時 41 分	越後中部	138. 5 37. 1	5. 6	野沢温泉地方で強震。温泉湧出し口の閉止したものあり、石垣崩壊天井墜落等の軽微な被害あり。
31	1923. 9. 1 (大正 12)	11 時 58 分	関東南部	139. 3 35. 2	7. 9	関東大地震 千曲川上流域と諏訪付近で家屋全壊45、半壊176。
32	1941. 3. 7 (昭和 16)	12 時 00 分	中野付近	138. 4 36. 7	5. 0	下高井郡穂波村及び夜間瀬村等で岩石・土砂が崩壊した。
33	1941. 7. 15 (昭和 16)	23 時 45 分	長野市付 近	138. 3 36. 7	6. 2	死者5人、住家全壊29、半壊115、非住家全壊48、半壊122。（長沼地震）
34	1943. 10. 13 (昭和 18)	14 時 42 分	野尻湖付 近	138. 2 36. 8	6. 1	死者1人、住家全壊14、半壊66、非住家全壊20、半壊50。（古間地震）
35	1944. 12. 7 (昭和 19)	13 時 35 分	熊野灘	136. 2 33. 7	8. 0	東南海地震 諏訪市で全壊13、半壊49 異常震域とみられる。
36	1964. 6. 16 (昭和 39)	13 時 01 分	新潟県 粟島付近	139. 2 38. 4	7. 5	新潟地震 千曲川下流の沿岸地帯で軽微な被害あり、傷者2人、住家半壊4、一部破損25、鉄道被害
37	1965. 8. 3～ (昭和 40)		松代町			松代群発地震 地震がはじまってから 1976 年末までに松代で有感63, 097 回、震度5が9回、4が50

						回。被害を伴った地震は52回。全体で傷者15、全壊10、半壊4、山（がけ）くずれ60件。余震の全エネルギーはM=6.4に相当。
38	1968. 9. 21 (昭和 43)	7 時 25 分	長野県北部	138.3 36.8	5.3	信濃町・飯山市・豊田村・三水村・木島平村等で軽微な被害あり。傷者2、住家一部破損217。
39	1984. 9. 14 (昭和 59)	8 時 48 分	長野県西部	137.3 35.5	6.8	長野県西部地震 御岳山八合目から下で大きな土砂崩落と鉄砲水が起こり、死者、行方不明合わせて29人を出した。
40	1986. 12. 24 (昭和 61)	11 時 34 分	長野県東部	138.3 36.3	4.9	丸子町で石積塀・屋根瓦の崩落、北御牧村でブロック塀の崩落等があった。
41	1986. 12. 30 (昭和 61)	9 時 38 分	長野県北部	137.9 36.6	5.9	中条村・信州新町・小川村・大町市・白馬村・大岡村で住家の一部破損・道路被害・橋梁被害・水道被害等があった。
42	1987. 9. 14 (昭和 62)	4 時 13 分	長野県北部	138.4 36.9	4.6	野沢温泉村・栄村で軽微な被害があった。
43	1993. 4. 23 (平成 5)	5 時 18 分	長野県西部	137.5 35.8	5.1	王滝村の県道・村道・林道で直径20～50 cmの落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
44	1998. 7. 1 (平成 10)	2 時 22 分	長野県北部	137.9 36.6	4.7	美麻・八坂村の一部で住宅等の瓦・壁の一部破損、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
45	1998. 8. 7 (平成 10)		穂高岳～槍ヶ岳付近			群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
46	1999. 1. 28 (平成 11)	10 時 25 分	長野県中部	137.9 36.3	4.7	明科町で住家の一部破損（屋根瓦崩落）、生坂村の山の上で土砂崩落などの被害。
47	2001. 4. 3 (平成 13)	23 時 57 分	静岡県中部	138.1 35.0	5.1	阿智村で住家一部破損（屋根瓦崩落）1棟。
48	2004. 10. 23 (平成 16)	17 時 59 分	新潟県・長野県・群馬県	138.9 37.3	6.8	平成16年(2004年)新潟県中越地震 栄村・三水村で重傷1、軽傷2、中野市で住家一部損壊7、豊田村で非住家被害1、飯山市・中野市・栄村・木島平村で農作物被害
49	2005. 4. 23 (平成 17)	0 時 23 分	長野県北部	138.3 36.6	4.1	長野市で軽傷1名、須坂市で窓ガラスのひび割れ4件
50	2007. 3. 25 (平成 19)	9 時 41 分	石川県	136.7 37.2	6.9	能登半島沖地震 県内最大震度4
51	2007. 7. 16 (平成 19)	10 時 13 分	新潟県・長野県	138.6 37.5	6.8	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 飯綱町震度6強 飯山市・飯綱町・中野市・長野市

						で重傷 6 軽傷 23、飯綱町・飯山市・中野市・小布施町・長野市・東部町・上田市で家屋一部破損 356
52	2008. 6. 13 (平成 20)	11 時 21 分	長野県 南部	137. 7 35. 9	4. 7	県内最大震度 4 塩尻市軽傷 1
54	2009. 8. 11 (平成 21)	5 時 07 分	静岡県	138. 5 34. 8	6. 5	駿河湾地震 (2009 年) 県内最大震度 5 弱 (泰阜村)
54	2011. 3. 11 (平成 23)	14 時 46 分	東日本	142. 8 38. 1	9. 0	東北地方太平洋沖地震 県内最大震度 5 弱
55	2011. 3. 12 (平成 23)	3 時 59 分	長野県 ・新潟県	138. 6 37. 0	6. 7	県内最大震度 6 強 (栄村) 栄村で死者 3、栄村・野沢温泉村・長野市で軽傷 12、栄村・飯山市で全壊 34、栄村で半壊 169、栄村・飯山市・野沢温泉村で一部損壊 507
56	2011. 8. 1	23 時 58 分	静岡県	138. 6 34. 7	6. 1	震源：駿河湾 県内最大震度 4
57	2011. 6. 30 (平成 23)	8 時 16 分	長野県 中部	138. 0 36. 2	5. 5	県内最大震度 5 強 (松本市) 松本市で死者 1、重傷 2、軽傷 15、松本市で半壊 18、松本市・諏訪市で一部損壊 5, 129
58	2014. 11. 22 (平成 26)	22 時 08 分	長野県 北部	137. 9 36. 7	6. 7	神城断層地震 県内最大震度 6 弱 (長野市、小谷村、小川村) 長野市・大町市・松川村・白馬村・小谷村・信濃町・小川村・飯綱町で重傷 7、軽傷 39、長野市・松本市・岡谷市・中野市・大町市・飯山市・安曇野市・白馬村・小谷村・小川村・飯綱町で全壊 80、半壊 160、一部損壊 1, 787
59	2017. 6. 25 (平成 29)	7 時 02 分	長野県 南部	137. 6 35. 9	5. 6	県内最大震度 5 強 住宅一部破損 22 棟

(注) 地名は当時のもの

2 地震被害の特性

記録に残る茅野市付近に地震被害があったものについての概要をみると、被害地域は高遠又は諏訪に限られる。高遠では、中央構造線の局地的な活動によって1700年代に4回の局地的直下地震が発生している。このような局地的直下型地震は、震央周辺のごく限られた範囲内で被害が発生するため、茅野市域では被害の記録がない。

また、元禄地震・安政東海地震・関東大震災・東南海地震といった海域で発生した巨大地震では、震央から数百キロ離れた地域でも、地盤条件によっては被害が発生する。これらの地震による被害が記録されている地域は、いずれも諏訪市となっている。諏訪盆地は糸魚川－静岡構造線上にあり、東西の断層に挟まれた土地が陥没して形成された諏訪湖周辺には、厚い軟弱地盤が分布しているため、震源から遠く離れていても被害

が発生しやすい。また、地震波が断層と直角に近い方向から諏訪盆地に入射すると、反復反射を重ねて増幅する特性があり、特に東南海地震では異常震域として大きな被害が発生している。ただし、「東南海大地震記録集（東南海地震体験者の会）」によると永明国民学校では、体操場が激しく揺れたものの窓ガラスが少し壊れて落ちた程度の被害との証言が記されており、茅野市内の被害は深刻ではなかった。

3 茅野市内で震度7が想定される地震

茅野市内で震度7が想定される地震は、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）及び糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）の2地震である。震度6弱以上の分布は糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）の方が広いが、より強い揺れとなる震度6強及び震度7の分布は糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）の方が広がっている。また震度6強及び震度7の分布領域は茅野市内で人口が集中する地域であることがわかる。

本調査では、茅野市内でより強い揺れの分布が広い『糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）』を想定地震として設定し、各種被害想定を実施した。

長野県が想定した地震一覧

種類	地震名		参考モデル	長さ (km)	マグニチュード [*]		計算 ケース
					M _j	M _w	
内陸型（活断層）地震	①長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4 ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	②全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	1 ケース
		③北側		84	8.0	7.14	1 ケース
		④南側		66	7.9	7.23	1 ケース
	⑤伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4 ケース
	⑥阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2 ケース
	⑦木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2 ケース
	⑧境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	2 ケース
海溝型地震	①想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	—	8.0	1 ケース +経験的手法
	②南海トラフ巨大地震		南海トラフの巨大地震モデル検討会(2012. 8. 29)	—	—	9.0	2 ケース +経験的手法

第2 被害想定

1 災害素因の検討

災害に対する危険性は、災害誘因の特性のみで決まるのではなく、むしろ、当該地域が持つ災害に対する特性によって大いに異なる。この災害に対する特性に関わる要因を「災害素因」という。災害素因は「自然的素因」と「社会的素因」とに大別することができ、このうち「自然的素因」は、急傾斜地や軟弱地盤といった災害の発生・拡大要因となる地形・地盤（条件）のことを指し、「社会的素因」とは、木造家屋の密集地域・危険物施設集中地域といった社会条件によって作られた災害の発生・拡大要因（危険地域）のことである。

2 液状化危険度の予測

(1) 概要

1987年（昭和62年）の千葉県東方沖地震は、九十九里沖の深さ58kmを震源とするM6.7の地震であった。震源がやや深かったことから房総半島の太平洋側でも最大震度5を記録する程度であったが、九十九里浜沿岸域の多くで液状化現象が発生した。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、ポートアイランドや六甲アイランドのような埋立地、沿岸部の岸壁などで軒並み液状化被害が頻発した。

2000年（平成12年）の鳥取県西部地震でも埋立地や港湾施設で液状化が発生し、岸壁などが被害を受けた。特徴的であったのは、干拓地に整備された住宅地の住宅が、地盤の流動化により不同沈下を起こし、大きく傾斜したために全壊となったケースがあったことである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生した。震源から遠く離れた地域でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅が傾くなどの被害が生じた。

(2) 予測手法及びその結果

液状化の予測は、長野県が実施した250mメッシュ単位の液状化被害予測結果を用い、微地形分類をもとに50mメッシュ単位に補間して予測した。

宮川が流れる周辺地域では、揺れが大きくなる、ちの、宮川地区に液状化危険度が高い地域が存在する。また、谷底平野が広がる地域でも液状化の危険性がある地区が確認でき、北山及び豊平地区でやや高い地域が存在する。また沈下量は、最大で5cm程度が想定される。（沈下が想定される地区・字名）

- ・ちの地区：上原
- ・宮川地区：新井、中沖、茅野、西茅野
- ・豊平地区：上古田
- ・北山地区：柏原、湯川

3 社会的素因の検討

主に地震災害においては、住宅や都市施設に被害が及ぶと火災や危険物災害等のより高次の災

害危険を発生させることが多い。ここでは、茅野市における社会的素因を調査・検討することにより、被害を受けることより高次の災害を発生させる恐れのある地域（加害危険のある地域）を把握した。具体的には危険物施設や消防水利について、市全域にわたる調査を行った。

(1) 焼失棟数の予測結果

糸魚川—静岡構造線断層帯（南側）の地震による炎上出火及び延焼により焼失する棟数は381棟と想定された。炎上出火は、ちの地区、宮川地区、金沢地区で4件発生し、宮川地区、金沢地区では隣接するメッシュへ燃え広がる延焼となる出火点が確認された。地区別の焼失棟数は、ちの地区4棟、宮川地区で184棟、金沢地区で193棟と想定された。

(2) 想定地震における建物被害の総計

本調査では、揺れ・液状化・土砂災害・火災による建物被害を予測した。

建物被害は液状化、揺れ、火災、土砂災害など、複数の要因で重複して被害を起こす可能性がある。本調査では被害要因の重複を避けるため、「液状化→揺れ→土砂災害→火災焼失」の順番で被害の要因を割り当てるものとした。また、揺れによる半壊被害後に土砂災害の全壊となる場合および揺れ、土砂災害による半壊の被害後に火災焼失となる場合は、揺れ、土砂災害による半壊被害棟数から土砂災害全壊、火災焼失となる棟数を差し引いた（宮川地区、金沢地区は焼失による影響、玉川地区は土砂災害全壊による影響から揺れによる半壊棟数が減少する）。

想定地震における建物被害の予測結果（総計）を下表に示す。糸魚川—静岡構造線断層帯（南側）による全壊建物数（焼失含む）は、4,462件、半壊建物数は4,608件と想定された。

想定地震における建物被害の予測結果（総計）

地区	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊+焼失	半壊
ちの	1	4	1,382	1,093	14	38	1	1,398	1,135
宮川	0	2	1,447	901	25	48	56	1,528	951
米沢	0	0	75	251	7	15	0	82	266
豊平	0	1	110	419	11	23	0	121	443
玉川	0	0	390	923	15	30	0	405	953
泉野	0	0	98	278	6	12	0	104	290
金沢	0	0	708	197	7	14	66	781	211
湖東	0	0	18	160	1	2	0	19	162
北山	0	0	3	120	12	29	0	15	149
中大塩	0	0	9	48	0	0	0	9	48
計	1	7	4,240	4,390	98	211	123	4,462	4,608

(3) 危険物施設の分布状況

危険物施設は、地震時における出火原因のひとつとなる可能性があり、発災時には消火困難な状況に陥る可能性は高い。ここでは、危険物施設における施設災害の危険性を把握するために、茅野市内における危険物施設の分布状況を整理し、危険物施設の多い地域を抽出することとした。

市内の危険物保有施設は、車山・白樺湖周辺・北山・蓼科などの別荘地域と、茅野駅周辺の市街地地区や上川左岸の工場地域に多く分布している。

地震の際に出火危険の高い地域は、軟弱地盤上に位置している（地震動が大きくなる）常時火気使用施設のあるところである。時間帯によっては一般住宅からの出火危険性も高い。また、出火危険ウエイトの高い製造所・簡易タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・第1種販売取扱所・一般取扱所・少量危険物貯蔵取扱所のうち、市内に立地するものは一般取扱所および屋外貯蔵所で、12施設が該当する。

危険物施設は、火災が発生した場合に延焼を助長する可能性があるため、木造家屋が密集し出火の可能性が高い地域に、危険物施設が集中するような場合には特に注意の必要がある。本調査で計測した密集街区には不燃領域率30%未満の延焼危険の高い街区に該当する地区はないため、地震動による危険物施設からの出火延焼の危険性は低いものと思われる。

(4) 消防水利施設の分布状況

通常、消防水利は火災発生時の消火活動に用いられる。しかし、大規模地震により、市内で同時多発的に火災が発生した場合には、消防隊のみで鎮火に当たることは不可能であり、地域住民による初期消火が火災の延焼を防ぐ重要な役割を担うこととなる。

茅野市における消防水利施設の分布状況をみると、防火水槽は、市内の市街地・集落・別荘地のほぼ全域がカバーできるように既に配置されており、また地域によっては河川水の利用も可能である。

4 土地利用の変遷の検討

自然災害は、土地の開発や改変、土地利用状況の変化等に密接に関連しており、土地利用の変化に従って、発生する災害の状況や危険区域も変化・変質する。

○土地利用の変化に伴う危険地域の拡大状況

人工改変によって生じた危険区域	* 蓼科別荘地をはじめとする別荘群の山地への進出により、山林の減少、道路面などの不透水面の拡大が土地の保水量の減少を招き、降雨時において河川の急増水の可能性が生じた。 * 白樺湖周辺のスキー場や蓼科湖周辺のゴルフ場の開発は、山林の減少による土地の保水量の減少を招き、これらを集水域に含む河川は降雨時に急増水の可能性が生じた。 * 開発地内の別荘地内で、切土・盛土による法面のある取付道路は、降雨や地震による法面崩壊が発生する可能性がある。
危険地域へ進出した住宅地等	* 急傾斜地へ進出した別荘群は、土砂を受ける可能性がある。 * 塩沢・鬼場は河道屈曲部の集落であり洪水時における破堤や氾濫の被害を受けやすい。 * 比較的流量の多い支流同士が合流する鋳物師屋・糸萱・上槻木・

	中河原では、豪雨時に河川氾濫の被害を受ける可能性がある。 ＊ 柏原・北大塩は音無川・桧沢川の谷口がひらけた地域であり、降雨時には洪水や土石流の危険性がある。
市街地における 危険要因の集積	＊ 茅野駅周辺の段丘上は、人口・家屋とも高密度化している他、山がちな地形条件から沖積低地への開発が進みつつある。特に、宮川地区の沖積低地は軟弱な地盤が堆積しているため、地震時の木造家屋の倒壊等に留意する必要がある。 ＊ 別荘地の拡大により市街地以外の山地部にも危険物保有施設が分布している。

第3 茅野市における防災上の問題点と課題

被害想定結果をもとに、地域の危険性を総合的に把握し、防災対策上の課題を抽出・整理した。整理した結果を下表に示す。

○防災課題のまとめ

予測項目	防災課題
地震動の予測	糸魚川—静岡構造線断層帯による地震（南側）の地震動の強さは、震度5弱から7の強い揺れに見舞われる予測となった。市街地部分は震度6強から震度7の揺れと想定され、この地区は人口集中地区、木造建物密集地区も含んでいることから、今後このような強地震動に対する防災対策の充実が必要である。
液状化の予測	宮川沿いの地域では、ちの、宮川地区に液状化危険度が高い地域が存在する。また、谷底平野が広がる地域でも液状化の危険性がある地区が確認でき、北山及び豊平地区でやや高い地域が存在する。また沈下量は、最大で5cm程度が想定される。 これらの液状化対象地域において大きな建物被害のおそれがあるわけではないものの、液状化しやすさマップの作成や、液状化によるライフライン被害に備えた自助・共助の範囲での対策の促進などといった取組みが有効である。
建物被害の予測	市内の全建物棟数は38,280棟であり、そのうち木造建物は29,650棟（77.5%）である。昭和56年以前の木造建物は12,159棟あり、全建物の34.4%にあたる。 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（南側）の揺れ・液状化による全壊は4,241棟、半壊は4,397棟、計8,638棟の建物が半壊以上の被害を受ける予測結果となった。 木造建物、特に昭和56年以前に建築された建物の所有者に対し、耐震診断の実施を促すよう啓発することや、耐震改修費の助成制度について周知に努める必要がある。

急傾斜地崩壊の予測	市内には急傾斜地崩壊危険箇所が 178 箇所、山腹崩壊危険地区が 11 箇所あり、このうち糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（南側）における危険度判定で、「危険性A」と評価されたのはそれぞれ 129 箇所、2 箇所である。また、地震による土砂災害による建物被害数は、重複を除いて全壊 98 棟、半壊 221 棟となった。 今後、地震に伴う土砂災害のみならず、地震後の降雨による複合的な土砂災害についても想定・検討する必要がある。また、危険箇所の情報や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する情報を住民に周知させるよう情報伝達に努める必要がある。
地震火災の予測	冬の 18 時に発生した地震の揺れにより全壊した建物からの出火・延焼、火気器具・電熱器具からの出火・延焼、電気機器・配線からの出火・延焼について想定した。結果は 6 箇所で炎上出火が発生し、うち 4 箇所で延焼出火する予測結果となった。延焼は、ちの地区、宮川地区、金沢地区で発生し、重複を除いた焼失棟数は 123 棟と予測された。 全壊した木造住宅は火災・延焼の危険性が高く、住民による初期消火の徹底が望まれる。消火器具の設置を促進するとともに、防災訓練などにより初期消火に関する知識や技術の普及を図ることが必要である。
人的被害の予測	糸魚川—静岡構造線断層の地震（南側）により、建物の倒壊などによる死者は 221 人、がけ崩れによる死者は 6 人、火災による死者は 8 人と予測された。重傷者を含む負傷者は、建物被害を原因とするものが 2,069 人、がけ崩れによるものが 7 人、火災によるものが 8 人となった。 建物被害の対策として挙げられた住宅の耐震化促進、地震火災の対策として初期消火の徹底を推進するほか、室内の家具・家電の転倒防止策の啓発も必要とされる。また、大量の負傷者に対応するため、迅速な救急・救助活動と医療搬送体制の整備が必要となる。また、住民主体の初期処置を可能とするため、救急・救命に必要な応急手当の知識・技術の普及促進や、医薬品・医療資機材の備蓄といった対策も望ましい。
ライフライン被害の予測	糸魚川—静岡構造線断層の地震（南側）により、停電 32,612 軒、断水 44,192 人、下水道機能支障 52,322 人、都市ガス 590 戸、固定電話 12,885 軒の被害が想定された。 ライフラインの機能停止は生活支障に直結し、避難者を生み出す原因となる。特に、上水道の停止は避難者発生要因となるため、上水道施設の耐震化や老朽化した水道管の更新、応急給水の迅速な実施といった対策の強化が望まれる。また、自助・共助の範囲での対策として自宅内、あるいは自主防災組織単位での備蓄を促進するよう啓発を行うことも必要である。 下水道の機能停止では、トイレが使用できないことによる生活環境の不安や衛生面の悪化による疾病の発生といった問題がある。仮設トイレの設置や簡易トイレの備蓄などといった対策の促進が望まれる。

交通施設被害 の予測	長野県及び茅野市が指定する緊急輸送路の総延長 105km に対し、15 箇所の道路被害が予測された。緊急車両や防災関係機関の活動利用や避難所につながる緊急輸送路の被害は、応急対策活動全般の妨げとなるため、橋梁、盛土、法面等の点検などを通し、道路被害の抑制に努める必要がある。 鉄道路線の被害では、総延長 9.9km に対し、28 箇所の被害が予測された。鉄道の被害は、出張者・観光客等の帰宅困難者の発生要因となりうるため、鉄道事業者などと協働した対策が望まれる。
避難者数の予測	避難者数の想定は建物被害と上水道の断水による原因から算出した。 避難者が最大となる地震発生 2 日後には、17,908 人となり、市の人口の約 32%が避難者となる想定である。そのうち 50%の 8,956 人が避難所避難者となる。市の全避難所での合計収容人員は、20,739 人（基本避難所 12,418 人、補完避難所 8,321 人）とされており、全市でみると避難者の収容力は足りているが、地区ごとでは不足する地区があることが予想された。 このことから避難者の発生を抑制する必要がある、ライフラインが停止した場合でも住宅が無事である住民が避難所生活の必要が無いような対策を講じる必要がある。ライフライン被害での対策と同様、自助・共助レベルでの備蓄を促進するよう啓発に努めることが必要である。
避難者等に対する 備蓄品	市では、災害発生に備えて防災倉庫に様々な物品を備蓄している。このうち、飲料水は 7,080ℓ、備蓄食 6,148 食、毛布 3,100 枚を市内 16 箇所の備蓄倉庫に保管している。また、給水車 2 台（1,500ℓ）を所持しており、応急給水にあたる。 避難者数に対して、公的備蓄の配布の過不足を検討したところ、圧倒的に不足する結果となった。このことから、公的備蓄に頼り切らないよう、自助・共助による 3 日間の備蓄を強く啓発することが必要である。また、市としても他自治体、企業と協定を結び、早期に生活必需品が確保できる体制に努めていくことが必要である。

震災対策編
第 2 章

災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。

また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを図る。地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取り組み

- 1 施設等に耐震性の確保、市土保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い都市基盤づくり

(1) 現状及び課題

市内には地震の発生する可能性の高い活断層の糸魚川－静岡構造線があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(市全部局)

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部課）

(7) 地震に強い都市構造の形成

- a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、**国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ**、無電柱化の促進を図るものとする。

なお、事業の実施については、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- b 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- d 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置については、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発については、十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行い、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
(別記参照)
- d 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 随意契約の活用による速やかな災害応急隊対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼

性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、**国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ**、無電柱化の促進を図る。

b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年3月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努めるものとする。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努めるものとする。

b 住宅等をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供

給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
 - d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
 - c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上を図る。
 - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図る。
 - c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
(別記参照)
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
 - f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助

実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急隊対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

j 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集整理し、リスト化を行うよう努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

b ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

c 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行くとともに、職員個々の防災力向上を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。(別記参照)
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- f 他、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(別記)防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照

3 災害危険箇所の把握

(1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所(長野県建設部所管)6箇所、地すべり危険地区(長野県林務部所管)1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所、合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所、で合計55箇所が把握されている。これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

〔資料8〕 茅野市災害危険箇所総括表

〔資料9〕 県防災計画における災害危険箇所総括表

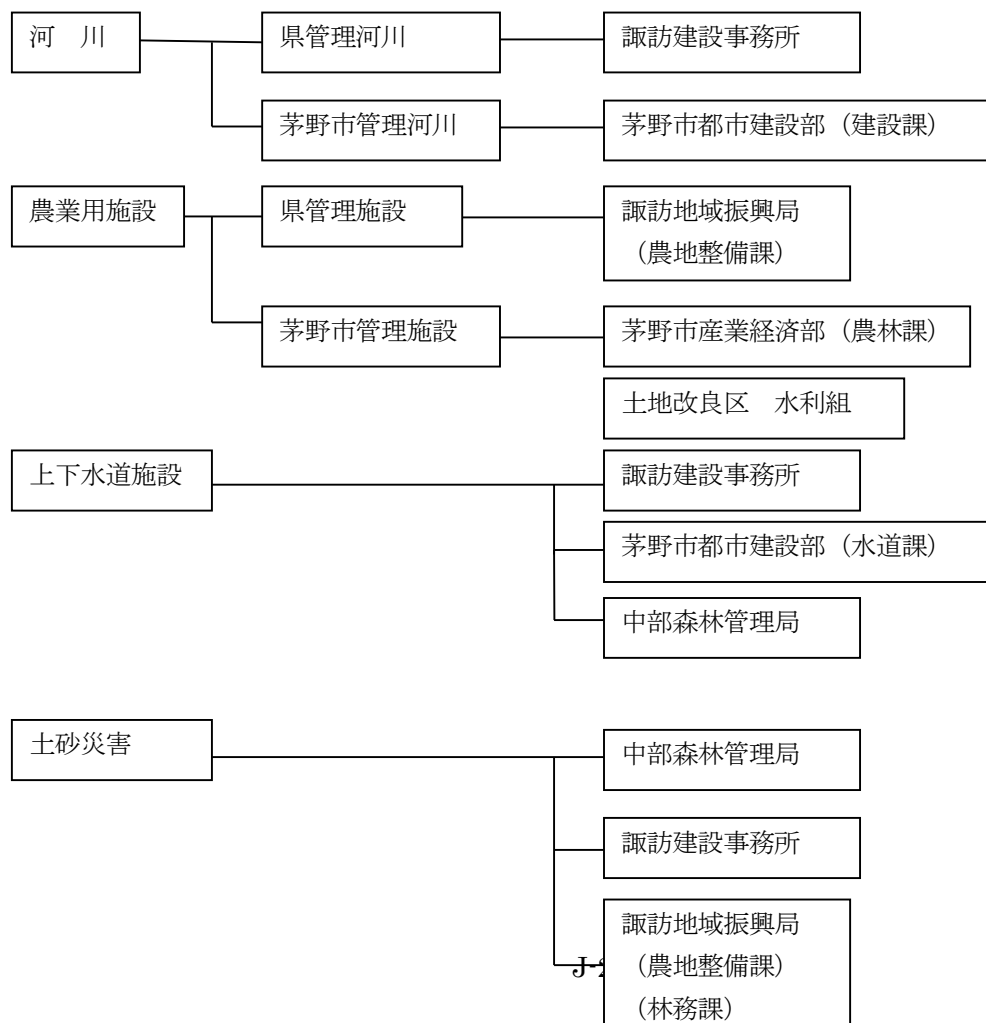
(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部、総務部)

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- (ア) 土砂災害警戒区域…………… 都市建設部・産業経済部
(うち土砂災害特別警戒区域)…………… (都市建設部・産業経済部)
- (イ) 地滑り危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (エ) 土石流危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (オ) 浸水想定区域 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (カ) 重要水防区域…………… 都市建設部
- (キ) 水防上重要な水門及びため池……………消防署・産業経済部・都市建設部
- (ク) 道路橋梁など…………… 都市建設部
- (ケ) 危険物貯蔵所……………消防署

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3節 活動体制計画

第4節 広域相互応援計画

第5節 救助・救急・医療計画

第6節 消防・水防活動計画

第7節 要配慮者支援計画

第8節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊の加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることがから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、災害を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

道路、河川等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これからの確保体制を整備しておく必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、産業経済部）

ア 茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等と災害協定を締結し、応急対策に備える。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に対する協定書（長野県建設業協会諏訪支部茅野分会）

イ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する

ウ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る

(2) 【県が実施する計画】（各部局）

ア 倒木処理に係わる市町村の体制づくりを支援する。（林務部）

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）

ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。（建設部）

エ 建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。

オ レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとと

もに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）

カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保有場所を確保する。（警察本部）

キ 業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実を依頼する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する

(4) 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

ア 県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ 地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

ウ 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

エ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐ

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

に避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市が実施する計画】

- (ア) 県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。
- (イ) 県及び市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。
- (ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- (エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
 - a 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
 - b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (イ) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照）
 - c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護

f 指定避難所の管理に関する事項

- (a) 避難の受入中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する出前講座
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 防災行政無線による周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
 - LCVとの協定による臨時災害放送

(ウ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【県が実施する計画】

- (7) 災害時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立な

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

ど防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部、県民文化部）
- (ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブシーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）
- (オ) 市が策定する避難計画について、市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。（警察本部）
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。（全機関）
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ロ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

- (ア) 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。
- (イ) 駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

- (ア) 県有施設について市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定 避難

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- (ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPGガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保の

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

ために、専門家、**NPO・ボランティア**等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（県有施設管理局）

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）
- (イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力する。（県有施設管理局）
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。（県有施設管理局）
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。（県有施設管理局）
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校のエ教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（公社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送

っている者をいう。以下同じ。)

イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下、この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市(教育委員会)が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

イ【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画(教育委員会)

a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (a) 地震対策に係る防災組織の編成
- (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 震災後における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項

- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすきに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

- (ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

- (エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

保護者に連絡し周知徹底を図る。

b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
- (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
- (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
- (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

- 第1 1 節 孤立防止対策
- 第1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第1 3 節 給水計画
- 第1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第1 5 節 危険物施設等災害予防計画
- 第1 6 節 電気施設災害予防計画
- 第1 7 節 都市ガス施設災害予防計画
- 第1 8 節 上水道施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・更新を図る。
- 5 管渠及びポンプ施設の排水系統の二重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

ア 市内の下水道普及率は96%を越え、当初に整備された管路施設で、老朽化基準の30年を超える古い管渠も、毎年増加をしてきている。これらの管渠の布設替えも含め耐震構造化や点検等による危険箇所の早期発見、修理補強の必要がある。

イ 汚水処理施設(白樺湖浄化センター)においては、保有する薬品、燃料等による二次災害が発生しないよう十二分に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

ア 重要な管路施設及び汚水処理施設のうち、地盤が軟弱な地域に布設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに整備する下水道施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

ウ 管路施設の耐震対策

既存施設の全てに耐震対策を講ずることは困難であるが、ある程度の被害を受けても下水排除について最小限の機能を確保することは必要である。次のような下水道幹線管渠を優先して地震対策を講ずるものとする。

(ア) 諏訪湖流域下水道の幹線に直結する公共下水道の幹線管渠

- (イ) 河川、軌道等を横断する幹線管渠
- (ウ) 復旧が極めて困難と予想される幹線管渠
- (エ) 各処理地区の硫化能力を確保するために必要な幹線管渠

以上の他、既存施設の点検を行い、整備事業当初の老朽化が著しいものについての補強、更新整備を図っていくものとする。

エ ポンプ施設、汚水処理施設の地震対策

ポンプ施設や処理場では震災時においても最低限の機能としての排水機能を確保する必要があるため、放流先の状況や地域の実情を十分に考慮した上での簡易処理や消毒処理についても検討しておくこととする。

また、停電や断水による二次的災害に対しても速やかな対応ができるよう適切な対策、工法等の採用により耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、水道課及び関係業者の手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくこととする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制や民間業者との協力体制を確立しておくこととする。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となるこれらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

発電機、ポンプ、止水栓、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整及び保管が義務づけられている。

下水道施設等が震災等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から确实かつ迅速に、データの検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】（都市建設部）

下水道施設台帳の適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳の電子化(データベース)を図り、确实かつ迅速なデータ検索等ができるようになるまで情報化を推進する。

5 管渠及び汚水処理施設のバックアップ機能の確保

(1) 現状及び課題

下水道は、市民の生活に欠くことのできないものとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災した場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】（都市建設部）

必要に応じての管渠施設の多重系統化、分散化、さらに汚水処理施設の最低限の機能保持のため、その代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 移動系

昭和59年度から導入し、デジタル化の更新事業に伴い、平成28年度に避難所として指定している市内全小中学校、保育園、市関係施設、別荘等の管理事務所、市内の全区・自治会に、トランシーバー型の携帯機を配備し充実を図り、令和4年度末の時点で、基地局・固定局を含め、225台の移動系防災行政無線を運用している。

イ 同報系

(ア) 災害時に、全市一斉緊急通報を行うため、昭和60年度から3ヶ年間整備し、デジタル化への更新工事を平成27・28年に実施して、屋外拡声受信装置(子局)は増設分を含め185基設置した。

また、デジタル化への更新工事に併せ、防災無線を聞くことができる区内放送施設整備の充実及び同報系戸別受信機の配備を促進し、令和3年度末の時点で、99の区・自治会で防災無線を聞くことができる区内放送の整備を完了したが、更に普及を図る必要がある。

(イ) 同報系戸別受信機を設置していない場合に、市防災行政無線の放送内容を聞き直すことができる「フリーダイヤル(0120-610254)を開設した。

ウ 放送が聞こえにくい地域等の解消

平成13年度に防災行政無線放送ダイヤル「こうほうちの」を開設し、平成15年度は「防災メール配信」を開始、平成17年1月には「ビーナチャンネル」での配信もできるようになり、聞こえにくい地域及び観光客等への災害情報等の配信を図っている。

エ その他の情報伝達手段

(ア) 市防災行政無線に連動し、内容を文字化してSNS等で通知するシステムを運用している。通知連動先は以下のとおりである。(令和4年4月現在)

- a 防災行政無線メール配信サービス
- b 茅野市LINE公式アカウント
- c 信州諏訪LCV FM769
- d 信州防災アプリ

(イ) 諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に備え、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」を諏訪広域連合とエルシーブイ(株)で締結している。加えて、インターネットを利用した「公共情報コモンズシステム」や携帯電話会社3キャリアのサービスである「緊急速報メール(エリアメール等)」を運用している。

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

〔資料17-2〕臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(総務部、企画部)

ア 国から時間的余裕のない事態の発生を知らせる緊急情報(緊急地震速報等)が発せられた場合に備え、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備・運用し、同報系防災行政無線を自動起動することにより市民へ直接伝達することができるよう、常時運用可能な状態に維持する。

イ 市民への情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線が、区内放送施設の屋内戸別受信機で受信できるよう、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。

ウ 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。

エ 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、耐

震性の強化に努める。

オ 移動系防災行政無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、各部署において複数の職員に対して訓練（教育）を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。

カ 市防災行政無線のデジタル化による、地域防災系の防災行政無線の導入を計画的に推進し、災害時における指定避難所及び緊急時の避難場所との通信手段を構築する。

また、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える無線施設の整備を推進する。

3 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

県と市町村及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。
- イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・揺れ止め施工をしている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- (イ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- (ウ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）

- (エ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (オ) 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス(震度6弱)を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、企画部)

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【県が実施する計画】

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信ふくそう対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。

B 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強するものとする。

(イ) 電気通信設備の停電対策予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。

(ロ) 設備監視体制 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。

(エ) 重要ファイルの管理 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。

(オ) 緊急受付窓口の強化 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

- (カ) 災害時優先電話の活用 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。
- (キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。
- (ク) 被災状況の早期把握 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。
- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - ア 社内情報連絡ツールの充実
 - イ 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（松本支局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

- ・放送施設、局舎の耐震補強

イ 信越放送(株)

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

- (ロ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ロ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分耐震構造だが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新基準により建設されているため耐震性は十分ある。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の耐震固定の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ(株)

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。

(イ) 線路設備

各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。

(ウ) 非常災害訓練

非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を推進する。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直しを行うものとする。
- (イ) STL送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (エ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (オ) STL非常回線の設置を検討するものとする。
- (カ) 非常用送信機設置等を実施する。

キ【エルシーブイ(株)が実施する計画】

放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、早急な復旧を図る。

(ア) コミュニティFM対策

a 演奏所が被災した場合

予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。

- b 親局、中継局ともに被災した場合
状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。
- c 中継回線が被災した場合
本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。

(イ) ケーブルテレビ対策

- a 演奏所が被災した場合
中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。
- b ヘッドエンドが被災した場合
予備機器等を使用し、放送の確保に努める。
- c 伝送路が被災した場合
状況を確認し、復旧作業を行う。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、**2ルート化及びグループ化の構成となり**、信頼性の向上を図っている。**平成27年度から4ヵ年にわたってヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。**

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。
- ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から空中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第2-1節 鉄道施設災害予防計画

第2-2節 災害広報計画

第2-3節 土砂災害等の災害予防計画

第2-4節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた対策及び警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

八ヶ岳一帯の山地は八ヶ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八子ヶ峰及び米沢の上部山地は霧ヶ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は令和5年6月1日現在、6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

〔資料66〕地すべり危険箇所（県防災計画分）

〔資料67〕土砂崩落危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

- (ウ) 地すべり災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険対策

(1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険地区については、令和5年4月1日現在、山腹崩壊危険地区81箇所、崩壊土砂流出危険地区118箇所である。

〔資料68〕山地災害危険地（県防災計画分）

〔資料69〕山地に起因する災害危険箇所（市調査分）

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、

警戒避難体制の確立を図る。

イ【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報を基に、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について長野県強化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地であり、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多い。また、市内には糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断していることによる、大地震が発生した場合、かなりの災害が予想される。現在土石流発生危険溪流は、令和5年6月1日現在、市調査分26溪流、県防災計画掲載分118溪流である。

〔資料71〕土石流危険溪流（県防災計画分）

〔資料72〕土石流警戒河川（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。

(オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村に提供するものとする。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

〔資料73〕急傾斜地崩壊危険箇所（県防災計画分）

〔資料74〕急傾斜地危険箇所（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】

- (7) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (4) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、住民等に危険が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設がある。これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

- (7) 防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。
- (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

イ【県が実施する計画】

- (7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部）
- (4) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知するものとする。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図

り、その推進に努めるものとする。（危機管理部）

- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努めるものとする。（建設部）
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。（農政部）
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。（農政部）
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進するものとする。（林務部）
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等（林務部）
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をするものとする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行うものとする。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。（林務部）

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、令和4年6月30日現在で**1299**箇所の区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は**613**箇所あり、区域内に住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

- (ア) 市民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の処置をとる。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
 - b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
 - (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。
- イ【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）
- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
 - (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
 - (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
 - (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ【市民等が実施する計画】

- (ア) 平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性、安全性の向上を図る。また、市内には多数の指定文化財が分布している中で、これら文化財の震災対策や防火対策など安全性の確保についても併せて推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて修繕、補強等耐震対策を講ずる。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、健康福祉部、教育委員会）

(ア) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

○市有（営）施設の耐震診断及び耐震改修の実施

・社会福祉施設及び市営住宅

昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

・公立学校

教育委員会が所管する昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

(イ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。

(ウ) 応急対策実施責任者（施設の管理者）は、施設毎に応急対策に関する実施事項を定めておく。

- a 実施者及び実施の組織
- b 対策実施の方法
- c 災害防止上、特に重点を置くべき箇所
- d 応急措置用資材・機材等の整備点検
- e その他、施設条件に伴う必要な事項

(エ) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震新改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱に」に基づき建築する。

(オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期手に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年度以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等の恐れがあるので住宅の耐震診断、耐震改修を実施するなど、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築士会等の協力を得て、「耐震自己診断表」の作成をし、市民に自己診断の資料など配布するとともに、知識普及に努める。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(エ) 特に老朽化住宅が占める割合が大きい地区は、重点的な耐震改修等を推進する。

(オ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、これら制度の普及促進に努める。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修総合支援事業による助成

(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

ｂ 住宅金融公庫のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。

(ｳ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、安全性の確保と建築物の適正な維持管理に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を作成し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

(イ) 市の補助制度を活用した改修を促進する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。

(ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

ウ【市民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財の災害対策

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は茅野市文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防災対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

〔資料 77〕茅野市の文化財一覧表

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

市町村文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

ウ【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（共用期間中1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 災害危険箇所の把握、改修に努め、震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として道路管理者は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、次の予防策を進める。
 - ・ 道路改良
 - ・ 道路法面保護
 - ・ 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立化を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防計画

林道は山間部等の幹線度道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部）
- (イ) 橋梁の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部）
- (ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）
- (エ) 道の駅を道路ネットワーク上の防災拠点として整備を進める。（建設部）
- (オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（地方整備局）
- (イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。（地方整備局）
- (ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道及・上信越

自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計されている。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(中日本高速道路㈱)

- (ウ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(中日本高速道路㈱)
- (エ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生し道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者の単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (イ) 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に関する協定書(長野県建設業協会諏訪支部茅野分会)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部)
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共

有できる体制の整備に努める。(建設部)

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、市との協定等に協力する。
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体と協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

本市は広範囲にわたりしかも急峻な地形ため、中小河川が多く、地震発生に伴い河川施設等の亀裂・沈下等の破損、または破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

〔資料 78〕河川の状況

第2 主な取り組み

- 1 河川、堤防等の安全点検を行い、安全性の不十分なものは、安全性の向上を図るため河川改修の促進を図る。
- 2 市防災会議をはじめ、関係管理者と協力体制を強化する。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。諏訪地方には洪水時にいったん破堤すれば、背後地に甚大な被害を及ぼす諏訪湖があるため堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図り、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

未改修河川については、市の実施計画により河川管理施設の改修整備を促進する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

河川施設等の災害に対応するためには、情報の収集等その管理者及び関係団

体との協力体制が重要である。このため、関係機関との情報交換に努めるほか相互に協力し、災害防止体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

気象情報、災害情報の伝達・収集のため通信体制と伝達系統を整備する。

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

県内には、1,800余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震化工事が必要である。

2 実施計画

(1) 【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。

イ 地震耐性評価の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。

ウ 市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。

エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告するものとする。

第29節 農林水産災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで地震による被害を軽減するため、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針により予防技術対策を、諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、良好な森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農林水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補修工事が求められる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

イ【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。

(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県、市等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全を確保する。

エ【市民が実施する計画】

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木倒壊防止のため、適正な森林造成を図るよう森林整備を実施している。

林産物生産、流通、加工施設の設置にあたっては、機械、施設等を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

(ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施行を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ【市民が実施する計画】

- (ア) 市森林整備計画に基づく、森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い市づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保をするための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても市が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 10 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状と課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。そのため、「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な

雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状と課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 市は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

(イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しようよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。（建設部）

(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。（建設部）

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）

(イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。（中日本高速道路㈱）

エ【自主防災組織・市民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

ア 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制

4 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）

(イ) 雪崩危険区域の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）

(ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）

(エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）

(オ) 豪雪地域における液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

(カ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

5 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行規則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約され特に消火活動に支障を来すことが予想される。このため、各消防機関は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- (ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- (イ) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- (ウ) 防火水槽の積雪対応型への切り替えを推進する。

7 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても市民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的に消融雪施設等の整備

イ【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- (イ) 避難誘導のための標識は、市民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

8 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部）

- ア 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住民の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

9 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

スキー場を有する本市にあっては、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるように努める。

イ【スキー場が実施する計画】

スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。スキー場関係者はスキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるように努める。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア [建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

イ [道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア [建築物関係]

(ア) 【市が実施する計画】（都市建設部）

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を、下記のとおり整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請のための手順の確立
- b 応急危険度判定士の活動のための指揮命令系統の整備
- c 迅速な応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士に対して案内及び説明を行える体制の整備

(イ)【県が実施する計画】

- a 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。
- b 建築士等を対象にした被災宅地応急危険度判定士の養成・登録を行う。

イ [道路・橋梁関係]

(ア)【市が実施する計画】（都市建設部）

- a 落石等の点検、盛土点検、橋梁点検等に基づき、重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- b 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁 から耐震性の強化を順次整備する。

(イ)【県が実施する計画】

- a 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）
- b 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部）

(ウ)【関係機関が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア [危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘導等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

オ「毒物劇物関係」

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア「危険物関係」

(ア)【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立入検査の実施等指導の強化
- c 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- d 自衛消防組織の強化についての指導
- e 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- f 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

(イ)【県が実施する計画】（危機管理部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

(ウ)【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- b 危険物施設の耐震性の向上
- c 防災応急対策用資機材等の整備
- d 自衛消防組織の強化促進
- e 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

イ「火薬関係」

(ア)【県が実施する計画】（商工労働部）

- a 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- b 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

(イ)【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- a 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- b 日頃から、近隣市民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

ウ「高圧ガス関係」

(7)【県が実施する計画】（商工労働部）

高圧ガス製造事業者等が、構すべき対策についての指導の徹底

(イ)【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- a 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- b 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- c 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- d ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- e 近隣市民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- f 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

エ「液化石油ガス関係」

(7)【県が実施する計画】（商工労働部）

- a 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- b 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- c 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

(イ)【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

(ウ)【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- a 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- b 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものと

する。

- c 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

オ「毒物劇物関係」

(ア)【県が実施する計画】（衛生部）

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- b 毒物劇物営業者及び業務上取扱者「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- c 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- d 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

(イ)【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- b 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- c 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。

- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。

- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検 実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部、総務部）

（ア） 情報収集体制の整備

（イ） 警戒避難体制の整備

イ【県が実施する計画】（建設部）

（ア） 土砂災害危険箇所の把握

（イ） 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第3 2節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、県、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。このため、県、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマ

スメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難指示等の意味や内容
- e 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
- g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- n 正確な情報入手の方法
- o 要配慮者に対する配慮
- p 男女のニーズの違いに対する配慮
- q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

- r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- t 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- u 避難生活に関する知識
- v 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- x 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- y 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- aa 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
 - (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
 - (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
 - (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
 - (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携

して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

- (ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟

を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

- (ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】

県及び市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- (ア) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (イ) 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、産業経済部、都市建設部)

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ【県が実施する計画】(危機管理部)

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。

第40節 観光地の災害予防計画

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア【市及びが県実施する計画】（総務部）

受信した緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

〔様式 1〕被害状況報告（概況速報）

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

諏訪地域振興局長は、被災地における被害の状況から、情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣す

る。また、県及び市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
高齢者等避難 避難指示等避難状況	市町村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・ 水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査書・水産試験場・農業協同組合
農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
感染所関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公共事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（調査事項別の担当調査機関及び協力機関）を準用する。

4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（被害状況等報告内容の基準表）を準用する。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（県災害対策本部等）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 市の実施事項

a 茅野市防災情報システム及び「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の3において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、茅野市防災情報システムと長野県防災情報システムの連携及び本節第2の5に定める様式、連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

d 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（本節末尾【参考】参照）

(イ) 県（本庁）の実施事項

a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害

情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部を設置した場合は総務班。以下同じ。）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係機関省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。その場合に備え、市町村と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。（本節末尾【参考】参照）
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。
- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。
- (ウ) 県現地機関等の実施事項
 - a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

- c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県(本庁)の主管課に報告又は連絡する。
- d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(応援・受援本部)に情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣の派遣を求める。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(7) 緊急地震速報(警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。県、市、放送事業者は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線(個別受信機を含む。)等により住民への伝達を行うものとする。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始とした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

a 緊急地震速報(警報)

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報(予報)

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

(4) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報

(5) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務

所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（総務部）

ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【県が実施する事項】

ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる テレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。

〔資料 15〕アマチュア無線による災害時応援協定

【別記1】茅野市災害収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記1]を準用する。

【別記2】災害情報収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記2]を準用する。

【参考】 災害時における安否不明者の公表の目安について

1 趣旨

災害発生時に迅速に要救助者を特定し、人命救助を効果的に行い、多くの人命を守るため、災害に巻き込まれた可能性のある方々を特定すること、また、大規模災害発生時に、安否確認のため家族や知り合い等から問い合わせが殺到し、混乱することを回避することを目的とする。

ただし、氏名等の公表に当たっては、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないか、個々のケースごとに慎重に判断するものとし、災害発生後48時間以内の公表を目標とする。

2 状況

令和4年8月に県としての考え方を整理したところであるが、その後、令和5年3月に国の指針が示されたことから、安否不明者等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続き等について、改めて整理したものである。

3 区分ごとの公表の条件

安否不明者等の氏名等の公表条件は、下表のとおりである。

被災者区分	判断基準			公表・非公表	公表の範囲	備 考
	救出救助に資すること	公表による本人等の不利益の有無				
		住民基本台帳の閲覧制限等がないこと※1	家族等※2の同意			
行方不明者 安否不明者	○	○	－	公表	氏名 住所 年齢 性別	※1 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがある特段の事情を把握したときは、氏名等を非公表とする。
	○	×	－	非公表	※3	※2 家族等とは、原則、配偶者や同居の親族とするが、それらの者がいないとき又は確認できないときは、子、父母、孫、祖父母など状況に応じて判断する。
	×	○	－			※3 非公表の場合、個人が特定されない情報を公表する場合がある。
死 者	／	○	○	公表	氏名 住所 年齢 性別	○ 不特定多数が巻き込まれた場合や、個人の特定に時間を要する場合（発災から48時間以内の公表に支障がある場合）等には、迅速な救助を優先するため、住民基本台帳の閲覧制限等の確認がなくても氏名を公表する場合がある。
		○	×	非公表	※3	
	／	×	○			

○ 公表の範囲 氏名、住所（大字まで）、年齢、性別

○ 用語の定義

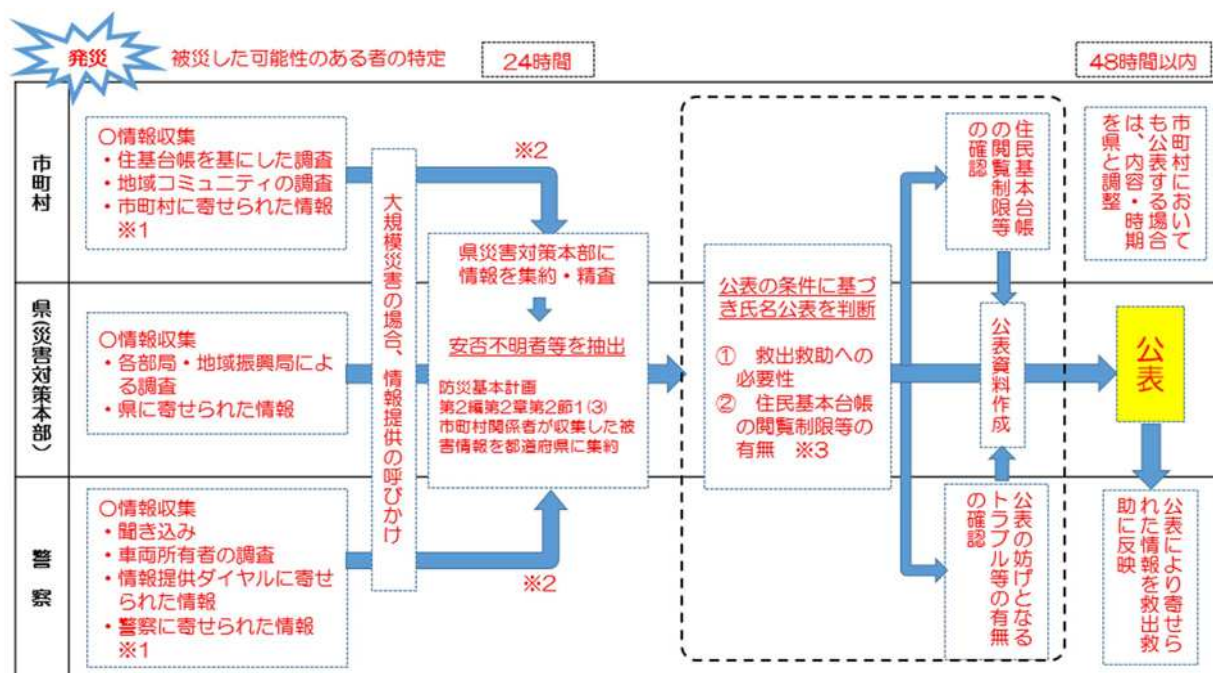
- ・行方不明者・・・当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- ・安否不明者・・・行方不明者となる疑いのある者

○ 根拠規定 個人情報の保護に関する法律第81条第1項（保有）、第89条第1項及び第89条第2項第4号（利用・提供）

4 公表主体

長野県災害対策本部（長野県）において公表するが、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

災害時における安否不明者等に対する対応



※1 家族から情報が寄せられた際や調査の上で家族と接触した際に必要に応じ氏名を公表する旨を説明

※2 個人情報の保護に関する法律第61条第1項（保有）、第69条第1項及び同条第2項第4号（利用・提供）に基づく

※3 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、公表により本人又は家族（以下本人等）の権利利益を不当に侵害する恐れがないか確認

第2節 非常参集職員の活動

第4節 ヘリコプターの運用計画

第5節 自衛隊の災害派遣

第6節 救助・救急・医療活動

第7節 消防・水利活動

第8節 要配慮者に対する応急活動

第9節 緊急輸送活動

第10節 障害物の処理活動

→ 風水害対策編 参照

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

○海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。

○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。

○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ右欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当

たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下本編において同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に

対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表震災対策編 第3章第3節広域相互応援活動市町村が先遣隊を派遣するものとする。また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- i 応援を求める理由及び災害の状況
 - ii 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - iii 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - iv その他必要な事項
- b 県に対する応援要請等
- 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。
- c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あつせんを求めるものとする。

イ【県が実施する対策】

(7) 消防に関する応援要請（危機管理部）

- a 市町村長等に対する指示
- 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要がある時は、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。
- b 他都道府県に対する応援要請
- (a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

○緊急消防援助隊

○「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○その他、他都道府県からの消防隊

- (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- i 援助を必要とする理由
- ii 援助を依頼する先の都道府県警察
- iii 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- iv 派遣の日時、場所
- v 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

- (a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会4

7都道府県

- 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県
- 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市
- 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県

- (b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- i 応援を求める理由及び災害の状況
- ii 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- iii 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- iv その他必要な事項

- (c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

- (a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

- (b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(T EC-FORCE) の出動を要請する。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請をするものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、県、市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協

定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行うものとする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部局）、市、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び市は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部局）、市、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 →風水害対策編 参照_

第11節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行う。避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示等における実施事項及び実施する機関は以下のとおり。

実施事項	機関等	根 拠	対象災害
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入	市町村長	茅野市地域防災計画	〃

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示の意味

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難指示及び報告、通知等

(ア) 市長及び消防機関の長の行う措置

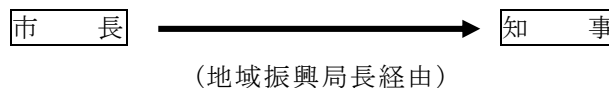
a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）

（報 告）



（報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）

（通 知）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

（通 知）



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

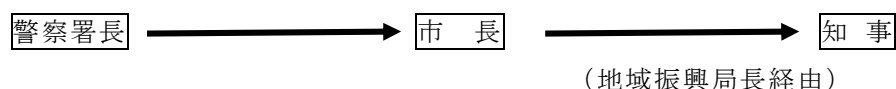
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）

（報 告）

（通 知）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

（順序を経て報告）

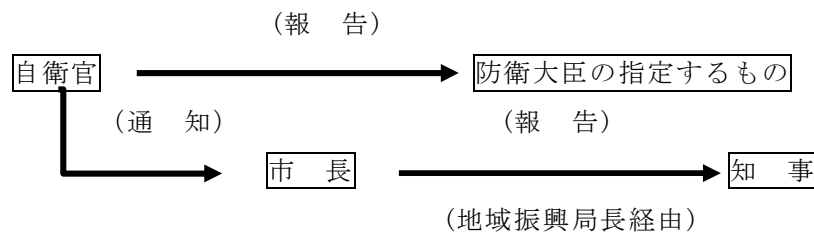


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ロ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (カ) 県及び市は、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (キ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお、県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
- g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。この場合にあつて、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するものとする。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア

f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援

- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、**受付時の確認**、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて避難の受入れ及び情報提供活動、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

- c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (㌥) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (㌦) 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（イ(エ)参照）に準じて、市の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (㌧) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (㌨) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (㌩) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (㌪) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (㌫) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (㍑) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕に共有するとともに、市の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。
(危機管理部)
 - a 市からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図る。
 - b 市からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (㍒) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると

認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

- (ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の政府本部等に支援を要請する。（危機管理部）
- (エ) 県立学校における対策（教育委員会）
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 広域避難の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当

該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【市が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提

供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ウ) （公社）長野県宅地建物取引業協会（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（一社）全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）
 - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない。）
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

- (エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (オ) 県及び市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (カ) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体の捜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動
- 第28節 土砂災害等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を受信した場合は利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(イ) 緊急地震速報受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ【県が実施する対策】

(ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。（建設部）

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。（県有施設管理部局）

(ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

(ア) 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じるものとする。

(イ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行い、危険度判定のための班編成、実施計画を立てる。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。

(イ) 市町村から、被災住宅の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【市の実施する対策】（教育委員会）

(ア) 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【県が実施する対策】

(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市文化財所管部局を通じて指導する。

(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市文化財所管部局等の関係機関と連携

して応急措置をとる。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第31節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。
また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [建築物や宅地関係]

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講じる。

イ [道路及び橋梁関係]

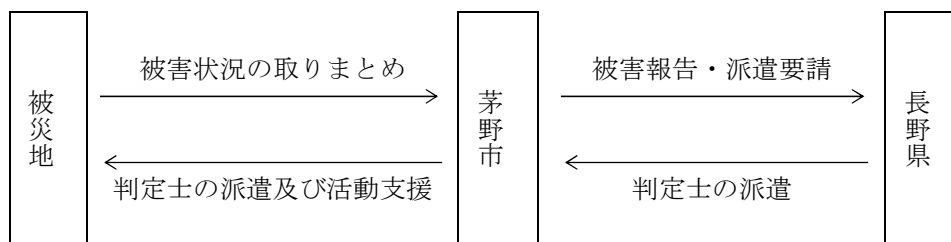
道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア [建築物関係]

① 【市が実施する対策】（都市建設部）

- a 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
 - (a) 応急危険度判定士の派遣要請
 - (b) 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
 - (c) 市内の被災地域への派遣手段の確保
 - (d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- b 市長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。
- c 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。



(イ) 【県が実施する対策】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

(ウ) 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

イ [道路及び橋梁関係]

(ア) 【市が実施する対策】 (都市建設部)

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

(イ) 【県が実施する対策】

- a 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)
- b 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- c パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。(建設部、警察本部)
- d 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下、「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時的適切に提供する。(建設部、警察本部、道路公社)
- e パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。(建設部、警察本部)

(ウ) 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)

- a 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- b パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- c 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下、「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時的適切に提供する。
- d パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [危険物関係]

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ [毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア「危険物関係」

(ア)【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】(総務部)

- a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

b 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(イ)【県が実施する対策】

a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

b 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(ロ)【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ [火薬関係]

(ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

(イ) 【県が実施する対策】

- a 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）
- b 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）
- c 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

(ウ) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- b 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受ける恐れのある地域では総て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

ウ [高圧ガス]

(ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）

- a 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。
- b 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

(イ) 【県が実施する対策】（商工労働部）

- a 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

(ウ) 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

- a 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。
 - (a) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - (b) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
 - (c) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の

緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。

- (d) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - (e) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
 - (f) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - (g) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - (h) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- b 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- (a) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - (b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - (c) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

エ [液化石油ガス]

- (ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）
周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 【県が実施する対策】（商工労働部）
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ウ) 【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。
- (エ) 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】
自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

オ [毒物劇物関係]

- (ア) 【市が実施する対策】（総務部、企画部）
 - a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
 - b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。
- (イ) 【県が実施する対策】
 - a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（衛生部）

- (a) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- (b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- (c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- b 緊急時における指示及び応援要請（衛生部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- c 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。
- (ウ) 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
 - b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
 - c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - (b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

ウ【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。
- (カ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）
- (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方災害の拡大防止と二次災害の防止活動公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。ま

た、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

(オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨洪水警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第3.3節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。ため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【市町村が実施する対策】

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

(2) 【県が実施する対策】（農政部）

ア 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。

イ ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に対応できるよう市及び関係機関に協力する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

ア ため池管理者は、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。

イ ため池管理者は、地震により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

ウ ため池管理者は、市が実施する応急対策について協力するものとする。

第34節 農林水産物災害応急活動

第35節 文教活動

第36節 飼育動物の保護対策

第37節 ボランティアの受入れ体制

第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第39節 災害救助法の適用

第40節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 5 章

東海地震に関する
事前対策活動

第1節 総則

第1 計画の目的

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された地域では、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進と充実を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 市の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、第3章第2節非常参集職員の活動に基づき配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備及び次の事項
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられた時は、「茅野市地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市内における地震防災対策の実施

第2 県の体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

(1) 地震予知情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

※ 「警戒宣言及び東海地震予知情報」 東海地震	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進
-------------------------------	----------	--

に

「関連する調査情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動要領

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

2 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌事務について発災時に備えて準備を行う。

第3節 情報収集伝達計画

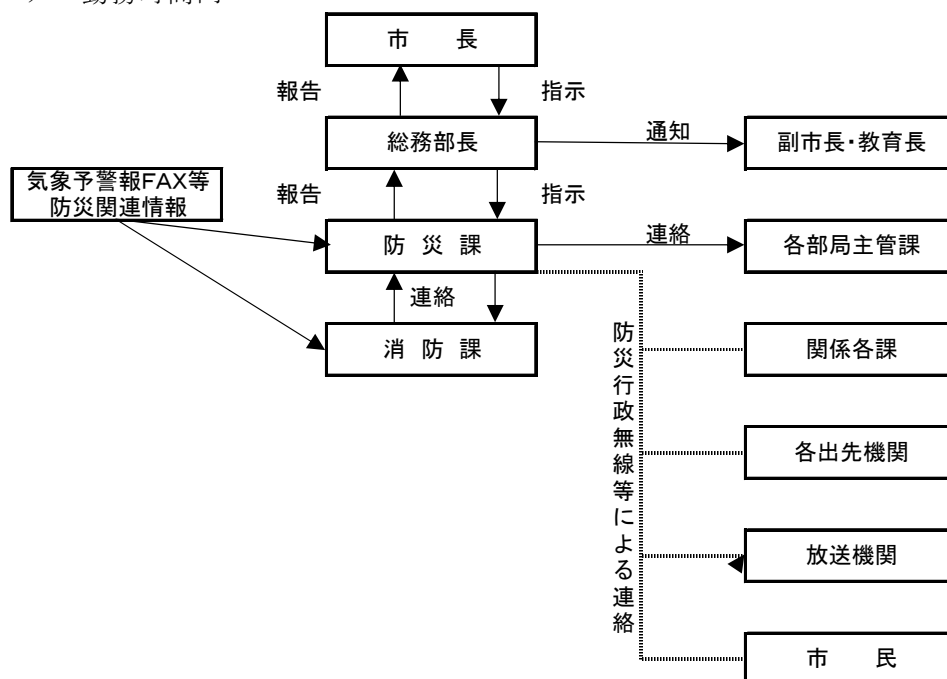
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

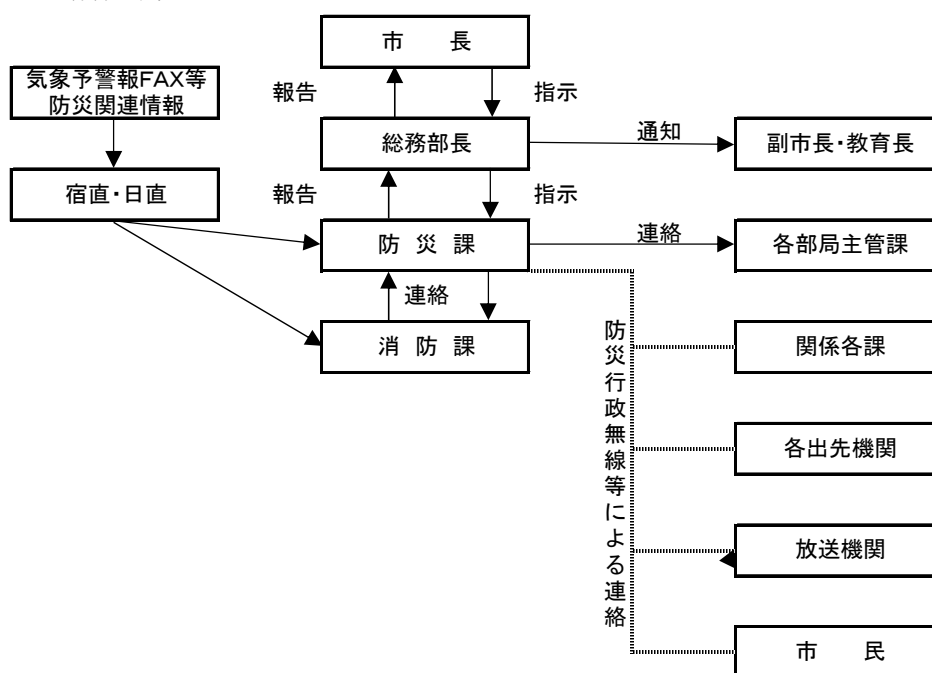
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

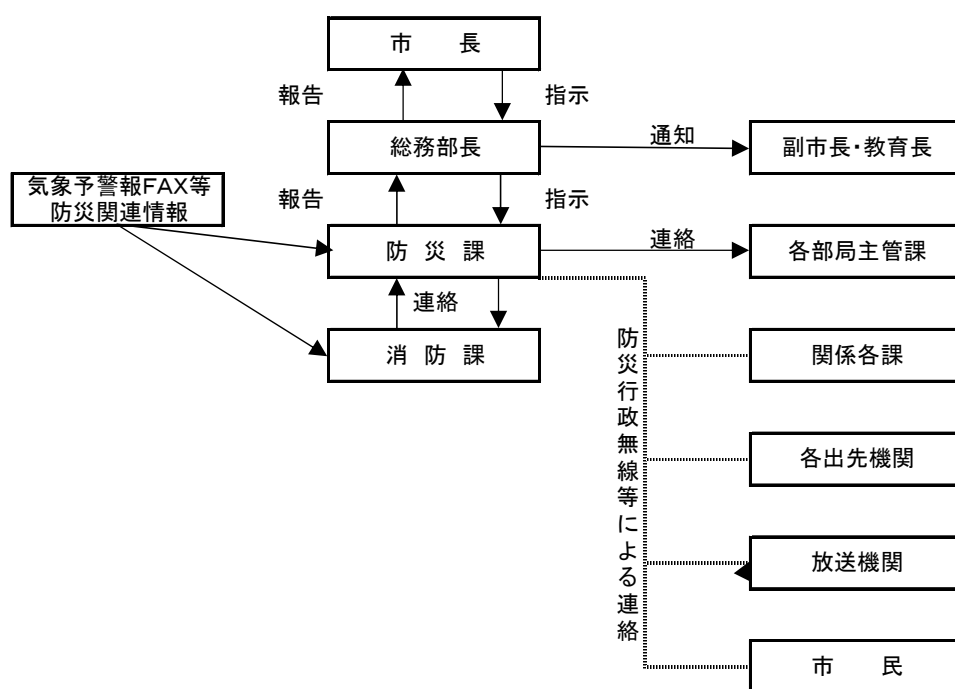
ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直職員は、ただちにこの旨を防災課長へ報告する。

イ 報告を受けた防災課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部
主管課に伝達する。

ウ 防災課職員及び各部主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等にあたる。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。

なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を防災課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、関係機関及び防災行政無線等を活用し市民へも伝達する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合（3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合（2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合（1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者―市町村―保健福祉事務所（保健所） ―県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関―長野財務事務所―県警戒本部（危機管理部） （農協―市町村―地域振興局―県警戒本部）（農政部） （労働金庫―県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関―地域振興局―県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター―県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	JR各社―県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者―県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部―県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会―県警戒本部（衛生部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱―県警戒本部（建設部） 地方整備局―県警戒本部（建設部） 市町村―建設事務所―県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（社）県トラック協会―県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村―地域振興局―県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会―教育事務所―県警戒本部（教育委員会） 私立学校―県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

イ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、以下の協定により、放送機関に要請してテレビ、ラジオ等を通じて住民に呼びかける。

- (ア) エルシーブイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」及び「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」
- (イ) ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」

(2) 【県が実施する計画】

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

イ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、市民環境部）

市は、警戒本部が設置された場合は、県等からの情報を得て、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 広報手段

公共情報コモンズ、緊急速報メール、ビーナチャンネル、FMラジオ、新聞等で行うほか、広報車、ホームページ等により実施する。

また、防災行政無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に周知をする。なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ウ 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、市に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(2) 【県が実施する計画】

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項

- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ウ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(3) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、**楽天モバイル(株)**

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。

オ J R 会社

報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。

ク 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。

ケ その他の防災関係機関状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、**避難指示**の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動内容

1 **避難指示**

(1) 【市が実施する計画】（総務部）

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩落危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の市民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び**避難指示**の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に**避難指示**を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

(2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、**避難指示**の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

(ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示

(イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置。

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。

(ア) 県が管理する施設の開放

(イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容

(ウ) 県が把握する物資等の供給、あっせん

(エ) 給水資機材の配備

(3) 【市民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の市民等は、市長の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

ア 市は、県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(3) 【市民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 市は、屋内避難指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。（危機管理部、建設部）

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。（各部局）

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ア 夜間・休日を含めた連絡体制
- イ 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ウ 利用者・入所者の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【市が実施する計画】（総務部、教育委員会、健康福祉部）

- ア 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備蓄等について定めておくものとする。また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難所で避難生活をする者は、**避難指示**を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。
 - (カ) 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(2) 【県が実施する計画】

- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町

村間の調整等を行う。

ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(3) 【市民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、産業経済部、教育委員会）

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）長野県LPGガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市長村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(4) 【市民が実施する計画】

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部）

ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【市民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

県及び市は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

ア 医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。

イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。

ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

エ 傷病者の搬送準備をするものとする。

オ 市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。

イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を要請する。

ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。

エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

イ （社）長野県医師会、茅野、原医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

ウ 災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

エ 国立病院、大学病院

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣するものとする。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ (社)長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

県及び市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、市民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【市が実施する計画】 (都市建設部、市民環境部、健康福祉部)

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【県が実施する計画】 (健康福祉部)

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(3) 【市民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。なお、学校等においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【市及び私立学校が実施する計画】（教育委員会）

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないように配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市地震災害警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市地震災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 【県が実施する計画】 （教育委員会）

県立の学校は、市が実施する計画の例に準じて、県の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は、市地域防災計画及び市消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。また、市は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部、企画部）

- (1) 市防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については市民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

2 【関係機関が実施する計画】（自衛隊、諏訪広域消防本部）

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（諏訪広域消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（諏訪広域消防本部）

3 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、警察本部）

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物質、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。（危機管理部、警察本部）
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自

肅、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。(危機管理部、総務部)

第10節 警備対策

第1 基本方針

警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

【県が実施する計画】（警察本部）

(1) 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

(3) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、市民等の不安の軽減に努める。

(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 活動の内容

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、**楽天モバイル(株)**）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【市が実施する計画】（産業経済部、市民環境部）

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

2 【県が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行うものとする。
（警察本部）

3 【市民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【市が実施する計画】（産業経済部、都市建設部）

- ア 市は、関係業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- イ 市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

(2) 【県が実施する計画】（警察本部）

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。
- カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
- キ 自動車運転者の執るべき措置の指導

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両を置いて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 【中日本高速(株)が実施する計画】

中日本高速(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

(4) 【路線バス会社が実施する計画】

ア 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡を取り、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

(1) 【市が実施する計画】（産業経済部）

市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

(2) 【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

(3) 【JR会社が実施する計画】

ア 東日本旅客鉄道（株）

(イ) 東海地震注意情報発表時の対応

a 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止をしようようする。なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

b 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。

(a) 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(b) 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車（夜行寝台列車等）は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

(c) 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

イ 警戒宣言発令時の対応

(イ) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。

(イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間と

なった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあつ旋を行う。

(ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。

- a 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- b 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。
- c 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。なお、県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- ・ 地震防災応急対策実施要員
- ・ 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- ・ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

(1) 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部、企画部）

ア 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。

イ 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 【県が実施する計画】

ア 交通規制等

(ア) 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（警察本部）

(イ) 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

(ウ) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に強力を求める。

イ 輸送手段の確保

(ア) 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。（危機管理部）

(イ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。（総務部）

(ウ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。（危機管理部）

ウ 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

2 緊急通行車両の確認

(1) 【市が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 【県が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第15節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

(1) 【市が実施する計画】（市全部局）

市は、災害が発生し、他の市町村等からの協定に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。（危機管理部）

イ 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努めるものとする。

なお、県は、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行うものとする。

2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

(1) 【市が実施する計画】（総務部）

ア 市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を要請する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 【県が実施する計画】

ア 知事（地震災害警戒本部長）は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）（内閣総理大臣）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を要請する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」のとおり。（時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令）

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

第2 活動の内容

1 【事業所等が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

震災対策編

第 6 章

事前対策活動

【南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、**後発地震に備えるために**とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

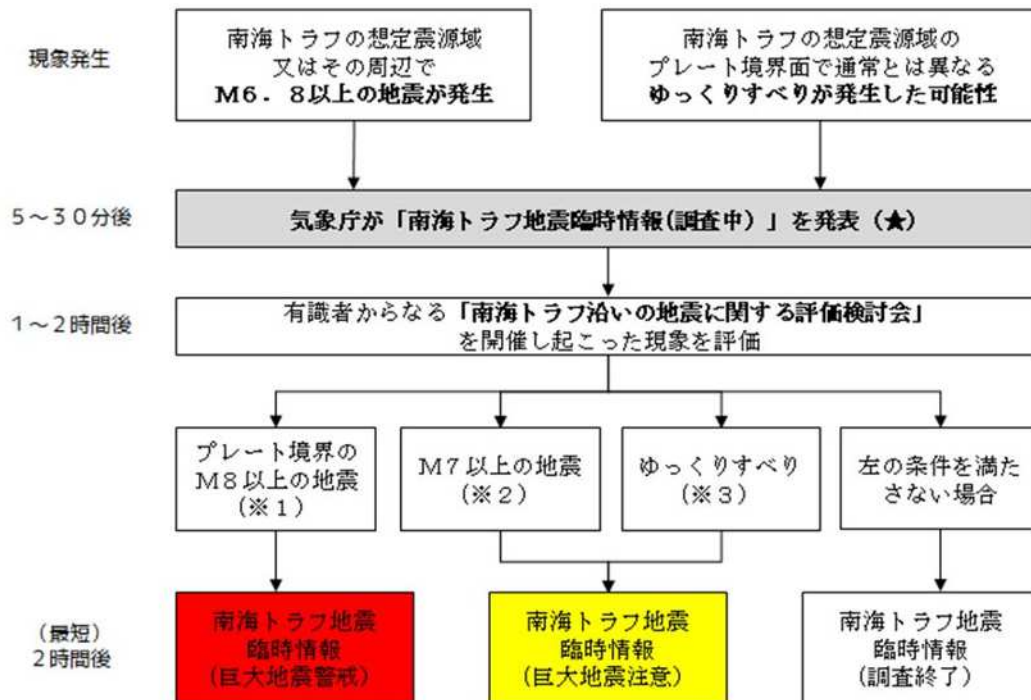
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後に、「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



(★)：調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。

※1：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

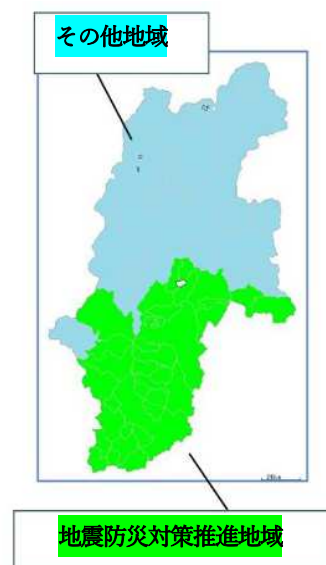
※3：ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。
また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは、「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊岡村、大鹿村、上松村、南木曽村、大桑村、木曽町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 市の体制

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制：事前配備

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（事前配備）をとり、次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の伝達
- (3) 活動体制：事前配備とし、警戒・対策本部を設置
- (4) 地震防災応急対策の準備
 - ア 茅野市防災情報システムの準備・統括
 - イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表された場合の対応等の確認
 - ウ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認
 - エ 管理している施設の緊急点検
 - オ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の体制：警戒配備

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（警戒配備）をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 活動体制：警戒配備とし、災害対策本部設置の準備
- (5) 地震防災応急対策の準備
 - ア 茅野市防災情報システムの運用(長野県防災情報システムとの連携)
 - イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応等の確認
 - ウ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認
 - エ 管理している施設の緊急点検
 - オ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、災害対策本部を設置し、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（非常配備）をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報
- (3) 活動体制：非常配備とし、「茅野市災害対策本部」を設置
- (4) 地震防災応急対策の準備

- ア 茅野市防災情報システムの運用(長野県防災情報システムとの連携・報告)
- イ 後発地震に対して注意する措置の実施
- ウ 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- エ 市内における災害応急対策に係る措置の実施

4 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

5 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等(※ ₁)	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)等(※ ₂)	災害対策 本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報(調査中)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定める。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

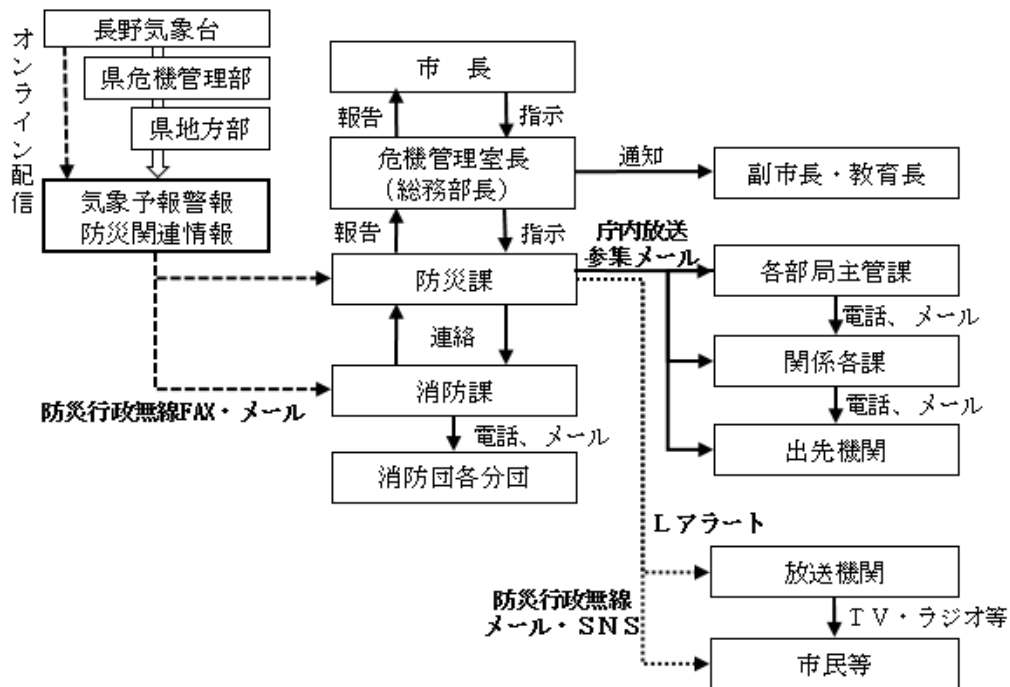
第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

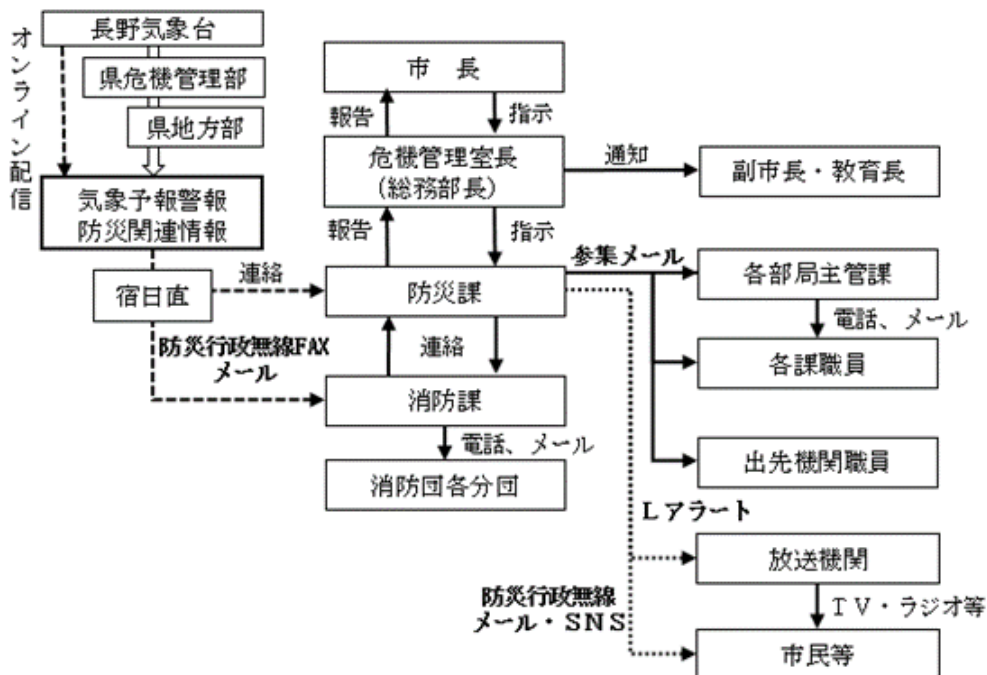
南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 伝達系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県・気象庁等から南海トラフ地震臨時情報を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、防災行政無線等により市民、出先機関、防災関係機関へ伝達する。
- (2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、県・気象庁等から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を防災課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 防災課職員は速やかに登庁し、防災行政無線等により市民、出先機関、防災関係機関へ伝達する。
 なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡を取り、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとる。なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
電話等の疎通状況、 利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部(危機管理部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部)(農政部) (労働金庫－県災害対策本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部)(危機管理部)
道路の交通規制の状況・車両 通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県災害対策本部(建設部) 地方整備局－県災害対策本部(建設部) 市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社－県災害対策本部(企画振興部)
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部(危機管理部)

第4節 広報計画

第1 基本方針

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【市が実施する計画】（総務部・企画部・市民環境部）

茅野市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
- （イ） 推進地域内への不要不急の旅行の自粛等住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- （イ） 交通に関する情報
- （ウ） ライフラインに関する情報
- （エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容
- （イ） 交通に関する情報
- （ウ） ライフラインに関する情報
- （エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部、災害対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害緊急放送に関する相互協定」、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」により、放送機関（LCV(株)）に要請してテレビ、ラ

ジオを通じて直接**住民**に呼びかける。

2【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ） 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア） 南海トラフ**地震**臨時情報（巨大地震注意）の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） **後発地震に備えるための基本的な防災対応**

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） **後発地震に備えるための基本的な防災対応**

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況について的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

3【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記に準じた、内容、手段、方法により県及び市町村等から得た情報等

について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。

(5) JR会社

報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

【参考】 県・市から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている本市は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。
- 「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本計画

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示する。検討を行うに当たっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対策の検討を促す。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内に位置する茅野市の住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、あらかじめ避難者数を想定しておく。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、市が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さな

い広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先(複数名選定を推奨)
- ウ 耐震性(想定される最大震度に対する建物の安全性)の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況(授業継続又は休校)
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受入れ可否(福祉避難所としての機能を有しているか)
- ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内のである茅野市は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらった上で避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入居者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内である茅野市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対して、「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

1 推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施する。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

1 推進地域内

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。また、ハザードマップ等を活用し土砂災害等の危険性の高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

2 推進地域外

住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行う。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることがを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えてとるべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することのほか、事前の防災・減災対策を講ずるなど、防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

4 企業等の防災対応(巨大地震注意対応)の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応(巨大地震警戒対応)の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、すべての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討する。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内容をあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電 気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガ ス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通 信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、

災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、

速やかに点検等を行うものとする。なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設課、農林課等】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川【建設課】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム【建設課・農林課等】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農林課】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【県企画振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・入場者等への情報伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
- ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等【こども部】

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上下水道施設【水道課・環境課】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部課】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【市及び防災関係機関が実施する計画】

市及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 【市が実施する計画】

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記(1)に準じた内容を実施内容として行うものとする。また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。